

瑞浪市情報化推進会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例（平成 28 年条例第 23 号）第 3 条の規定により、瑞浪市情報化推進会議（以下「推進会議」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、15 人以内をもって組織する。

2 委員は、情報化について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規制第 40 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。